

データ利活用型スマートシティの実現に向けた調査等業務に関する質問及び回答

平成30年6月19日時点

資料名・該当ページ	質問事項	内容	回答
共通	再委託の場合の応札主体について	<p>応札主体のほか、一部業務について再委託を検討しておりますが、書面申請・承認にて再委託が可能という認識でよろしいでしょうか。それとも、再委託先を含めた企業連合を結成し、応札する必要がありますでしょうか。</p>	<p>本業務の再委託は原則禁止です。 なお、業務委託契約書第6条第1項に、「ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」との記載がありますが、本業務の主たる部分である調査・分析業務の大半を再委託することは、これに該当せず、承諾する考えはありません。</p> <p>企業連合による応札は可能であり、この場合、募集要領4に記載する参加資格を全ての構成員が満たすものとします。 また、企業連合により応札する場合、以下の3点についてご対応いただく必要があります。 なお、その他については、参加表明書を提出する前に事務局にお尋ねください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書には、全ての構成員について、団体名、住所、代表者職氏名を記載の上、押印し、全ての構成員の概要資料を添付すること。 ・企画提案書及び見積書は、代表構成員名で作成すること。 ・各構成員の本業務における役割については、企画提案書の中に記載すること。
仕様書1ページ 4 業務内容	再委託の場合の業務実績について	<p>企画提案書内で記載する「業務実績」について、再委託を前提とした体制の場合でも、応札主体のみの実績とする必要がありますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>